

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第15号 議案第60号 指定管理者の指定について（みなみ自治会館）を議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町地域集会施設条例第6条の規定に基づき、指定管理者にみなみ自治会館の管理を行わせたいので、指定管理者の指定を提案いたします。よろしく願います。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第60号 指定管理者の指定について（みなみ自治会館）。

次のようにみなみ自治会館の指定管理者を指定する。よって、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、管理を行わせる公の施設の名称等、名称、みなみ自治会館。位置、開成町みなみ二丁目6番地1。

2、指定管理者の名称等、名称、牛島自治会、代表者、牛島自治会長、永田郁夫、所在地、開成町牛島359番地。

3、指定の期間、平成27年10月1日から平成31年3月31日まで（3年6カ月）となります。

平成27年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、次のページをおめくりください。次のページ以降に添付しました資料につきましては、1ページ目は、牛島自治会からの指定管理者指定申請書のかがみの写しでございます。

続きまして、2ページは、自治活動応援課から指定管理者選定委員会委員長宛ての選定依頼書でございます。

3ページにつきましては、指定管理者選定委員会委員長から自治活動応援課宛ての指定管理者の候補者選定結果報告書になります。

また、本日追加で配付をさせていただきました4ページになりますが、こちらは評価結果書となっております。

それでは、選定の経過等の詳細につきましては、開成町指定管理者選定委員会委員長であります、副町長よりご説明申し上げます。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

それでは、指定管理者選定委員会を代表しまして、みなみ自治会館に係る指定管理

者の選定に至った経緯及び審査方法並びに選定結果について、ご説明させていただきます。

みなみ自治会館につきましては、本年7月17日付けで、南部地区土地区画整理組合により町に寄附されたことから、7月24日の7月自治会議において、議案第46号 開成町地域集会施設条例の一部を改正する条例の制定によりまして、地域集会施設として承認をさせていただきます。

これにより、所管課である自治活動応援課長より選定委員会委員長宛てに募集基準審査依頼書の提出がございました。この依頼書においては、この施設の指定管理者の募集の方法として、公募以外によることや、募集基準としまして、指定の期間を平成27年10月1日から平成31年3月31日までの3年6か月ですることのほかに、選定資格としまして、みなみ地区の住民が、新自治会が設立するまで、牛島自治会員として活動するため、設立するまでの間は、当該施設の主体である牛島自治会が適当である旨の記載がありました。

これを受けまして、7月22日に第1回の選定委員会を開催し、募集基準等や候補者選定基準等について審査をさせていただきます。

募集基準のうち、募集の方法につきましては、公募によるか、非公募か、さらに指定の期間等についても検討をさせていただきます。

みなみ地区における新たな自治会の設立について、これまで南部地区土地区画整理組合と自治活動応援課で、対応方針について、十分な議論を重ねてきたことを前提としまして、この施設がみなみ地区に建設されており、牛島自治会のエリア内にあることや、牛島自治会が平成18年度から牛島自治会館の指定管理者として、施設維持管理や、運営を適切に行ってきた実績があること。さらにみなみ地区に新たな自治会が設立するまでの間、みなみ地区の住民が牛島自治会の一つの組として活動し、この施設が自治会員として活動する住民の拠点であることなどから、指定管理者として牛島自治会を選定することがふさわしく、非公募とし、さらに平成30年度中に新たな自治会を設立する予定となっていることから、指定期間を平成27年10月1日から平成31年3月31日までの3年6か月とすることが、それぞれ妥当であると判断をさせていただきます。

候補者選定基準としましては従前のおりとしまして、選定スケジュールとしては、第2回の選定委員会において、候補者へのヒアリングはせずに、書類審査を経て、最終決定をすることとしました。

第2回の選定委員会は、8月19日に開催をしました。この委員会は、私が委員長を務めさせていただいておりますが、ほかに4部長と教育委員会参事の計6名により構成をされております。

各委員により、候補者である牛島自治会より提出されました自治会規約、平成26年度の事業報告書、収支報告書、平成27年度の事業計画書、収支予算書、組織表、役員名簿、みなみ自治会館管理規約などの書類により審査をし、指定管理者選定のための評価書によりそれぞれ評価を実施しました。

評価書は、法令等による指定資格の確認のほか、利用者の平等の利用の確保、公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減、管理を安定して行う物的及び人的能力、及び団体の経営状況の全18項目の合計点により判定をしました。

4ページにありますとおり、6名の委員による評価の得点としましては、4,920点中3,580点、法令資格を除く得点についても、4,320点中2,980点で、得点率68.98%となり、全員の評価書において、18項目の中に0点項目もなく、いずれも指定管理者として基準を満たしており、この施設の管理をする上での十分な知識及び経験を持ち、効率的で設置目的を効果的に達成することが期待できるものとして、牛島自治会をこの施設の指定管理者候補者として選定をすることとして決定をしました。

説明は以上です。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

11番、菊川です。今回の指定管理者の指定については妥当なところで選定されたなという感じがいたします。

1点お聞きしたいところは、指定の期間が31年3月31日も3年6カ月ということで、これは30年に新しい自治会を設立するということで、この期間を設けたという説明がありました。

そこでお伺いしたいのは、指定管理者についての説明を町側からされたときに、牛島自治会として、自治会長さんの対応、反応はどうであったのか。非常に私は負担がかかるのではないかなという気がいたしますが、その辺のところ、まず、確認しておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

菊川議員のご質問にお答えいたします。牛島自治会館、現在も、牛島自治会は牛島自治会館を管理しているということで、さらにみなみ自治会館の管理もということで、負担という部分を懸念されているというお話でございますが、実際に牛島の自治会さんに、非公募の中で、募集ということで、お話をさせていただきました。自治会長さん、それから三役の方と一緒に話をさせていただいた中で、これまで、みなみ地区が自治会を設立するまでは、みなみ地区を一つの地区として、中で一緒にやっている中で、自治会の自治会館を管理することは、これまでの経験もありますので、その中で一緒にやっていける、大丈夫ですと、あくまでもできるまでというところでございますが、自治会としては大丈夫ですということで、申請書が提出されたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

よろしいですか。

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。当然、今回の指定管理者、牛島自治会は、委員長から説明があったとおり、理解しているところでございますが、これは指定管理していく上で、施錠した状態の中で維持管理をしていくというのでは話にならないと思うので、利用頻度を上げていくという部分が物すごく課題になってくると思います。

先ほど自治会長及び三役が、大丈夫だよ、今も牛島自治会館を管理しているんだからできるよという答弁をいただいたんですが、その部分で、今後の計画の中で、牛島自治会が中心となって、みなみ自治会館、利用頻度の活性化というのですか、そこら辺の議論ないし調査が、このたびの委員会ですされたのか。18項目という中に、そういう協議があったのかどうかかわからないですけれども、されているのかどうか、ちょっと気になったもので、そこら辺の答弁をよろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

お答えをさせていただきます。利用頻度ということでございますけれども、基本的に、ご案内してございますように、みなみ自治会館については、南部地区の土地区画整理事業によって、組合のご厚意によって寄贈されたと。これはもとよりも、みなみ地区の将来の自治会のために、集会施設として使ってほしいという意向のもとで寄附されて、みなみ自治会館に位置付けをしたことがございますから、基本的には、みなみ地区に住まわれている方の地域コミュニティに使うというのが本筋であろうかと思えます。

今、ご質問の利用頻度の活用というのは、ご存じのとおり、みなみ地区にはまだ100件弱ほどの建物しかございませんから、それが牛島の自治会として面倒を見ましようということですので、利用頻度を上げるという部分については、筋がかみ合わないのかなと。これは既にみなみ自治会というものができ上がっているとか、成熟した分であるにもかかわらず、みなみ自治会館が利用されていないとか、という実情があるのであるならば、ご質問のとおり、利用頻度を上げなければいけない部分というのはあるかと思えますけれども、まだ住まわれている方も少ないわけですから。

ただ、先ほど自治活動応援課長から答弁申し上げましたとおり、選定に当たっては、ヒアリングをしてございます。当然、今、自治会をつくり上げている過程でございますから、牛島の自治会長等の意向については、何かそのところで利用する場合には、みなみ自治会館を積極的に利用していくというようなお話も、ヒアリングの中で伺っていますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。今、部長答弁の中でひっかかったのが、まだ利用されていない状況の中でという、我々そういうのを仮定した中で、内容を審議して、こういうことにならないようにということで、事前にここで質疑応答しているの、そのような答弁はないのかなと思って、ちょっと違うのかなと思いましたが。

牛島自治会として、例えば、特別な組織を持った中で、みなみ自治会館を盛り上げようじゃないかという気運があるのであれば、大丈夫だなという部分が見えるのですが、自分、牛島自治会なので、内部は行政職員さんよりも見えているという立場で意見を言わせてもらっているのですが。寄附を受けました、ちゃんと自治会館ができました。これは使わなければもったいないので、これを常に施策として、行政が考えるわけではないのですけれども、地元の住んでいる方が利用しなきゃいけないんですけれども、しかし、それは誘導していくという部分では、大変重要な立ち位置になるので、初めを失敗しちゃうと、自治会の活動が手薄になっちゃうという部分もあるので、その他もろもろ、いろいろなものを加味した中で、今回、聞いているという部分がありますので、今、部長の答弁はショックだなと感じます。

あと選定に当たって、6人の委員さんが評価点を入れております。最高得点が670の、最低が490という数字を入れているのですが、ここら辺の差異というのですか、開きの要因というのは、どういうところが弱いからマイナス点になったという、ここで公表ができるのであれば、公表していただきたいとお願いするのと。

あと、そこら辺の欠格、欠格という言い方、何が妥当なのかというのはあるのですけれども、そこら辺のフォローしなければいけない部分というのが、どういう課題で、指定管理をやる牛島自治会の自治会長さんに投げかけであるのか。評会委員で査定した中の部分でのマイナス点、それをちゃんと投げかけた中で、こういうところを許可していただきますよと投げかけてあるのか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

二つ質問があったと思うのですけれども、一つ目の、積極的な利活用というご質問について、議員が述べられたとおりだと思いますけれども、町が組合のほうから地域集会施設の寄附を受けたわけですから、その運営主体が牛島の自治会になろうが、町が積極的に利活用について働きかけをしていくということは当然だと思っています。

ただ、みなみ地区については、部長が申したとおり、まだ、建物に居住をされている方が100世帯弱ということで、この管理も含めて、どういうふうに地域内の自治会が独立していくかという取り組みを進めていくということは、町と組合との間で協議、調整をしてきてございます。

組合のほうは、基本的には100世帯ぐらいの自治会もあるのだから、そういう最初のスタートから独立した自治会でもいいのではないかという意見もありましたけれども、町のほうは、そうはいつでも、ほとんど外から転入されている方が、いきな

り開成町の13の自治会と同じように、横並びに活発に活動するというのはなかなか難しさもあるということ。

一つ参考事例をとれば、パレットガーデン自治会が、下島自治会に見習いながら、4年間ほど、下島自治会の傘下にあって、独立するまでの間、夏祭りですとか、さまざまな自治会の活動の参考をしたという事例もありましたので、ちょうど同じような扱いで、3年6カ月という時間の設定もしてありますけれども、そういう時間の中で、30年度中に独立した自治会の設立を目指すんだといったことをご了解いただいて、それまでの間、牛島自治会さんに建物の維持管理をお願いするわけですが、当然、一方では、区域の中に組合がここで解散をして、その後に区域内の緑地管理ですとか、環境保全ですとか、安全対策ですとか、そういったことの役回りとして、土地管理組合の設立が7月にされています。土地管理組合の中で、区域内の緑地管理等をしていくということも業務として引き続きやっていくわけですが、自治会の地域コミュニティを活性化していく一つの役割も、土地管理組合が担っていくという部分もあります。ですから、土地管理組合の何名かの役員の方、これは当然、南部地区の区画整理組合の役員さんが、そのまま土地管理組合の役員に移行するという、構成のメンバーになって、その管理組合の長は、牛島の永田郁夫さんに決まっているわけですが、たまたま永田さんについては、牛島の自治会長をやられているということの中で、そういう兼ね合いの中で、建物、維持管理を担っていただくという了解をいただいたといったこともありますので、土地管理組合と、あと牛島自治会の中で、そういうコミュニティのまとめといったことも調整をしながら、ご指摘の会館の積極的な利用は、それは当然、町のものですから、地域の方に積極的に活用してもらいたい。牛島の今、指定管理をいただくという前提の中で、牛島の方にも積極的に利用していただくといったことは当然だと認識をしています。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

私の答弁でショックを受けられてしまうと困るので、若干補足させていただきたいのですが、そもそも指定管理者制度そのものが、ご存じのとおり、自治法の改正によって、公の施設を直営で行うか、指定管理で行うか、という趣旨で改正になったわけでございます。

まさに指定管理者制度というのは、例えば警備業務ですとか、清掃業務を一部委託して云々というわけではなくて、議員がおっしゃられる施設の利用頻度も含めた中で、包括的に指定管理者に、直営じゃない場合は指定をしていくということが本来の筋でございますから、そういった意味も含めて、基本的には指定管理者の判断といいますか、考え方によって、利用頻度なりができて上がってくる。

その上で、当の牛島自治会のヒアリングもした中で、先ほど副町長の答弁がございましたけれども、たまたまその土地管理組合と牛島自治会長が同一でございますから、

積極的に利用していくよということでございますので、牛島自治会へ指定管理の選定をしたということでございます。

○議長（茅沼隆文）

評価点の差異ですね。この評価点は、マイナス方式じゃなくて、加点式だと思いますけれども。

行政推進部長。

○行政推進部長（加藤順一）

副町長が委員長で、私は副委員長という立場で、ここら辺のお話をさせていただきます。

確かに見た目に点数差はございますけれども、これは、欠格事項を除く部分につきましては、みんな一致して、そういった部分はないよということでした。それぞれにつきましては、その評価そのものの項目単位で微妙な差を積み上げていったら、こういう形になったということで、大きなマイナスという評価をしているわけではございませんので、積み上げの加算の部分のときに、これは客観性を持った数字というよりは、それぞれの項目ごとに、説明の中で、各担当の委員が、私としてはこの点数をつけたい、この点数をつけたいということで、特にいずれの点数についてもマイナスというような意味合いはございませんので、そういった意味でご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。今、評価点についてはそういう答弁がありましたので、理解をするしかないのかなと。

あと気になるのは、牛島とのやりとりの中で、自治会は今後活発化、みなみ地区についてはしていかなきゃいけないというのは理解した上で、ここの質問に臨んではいるんですが、現在、例えば防災訓練だとか、夏祭りで、入り込んだ中でやっているわけですよね。そこら辺の、みなみ地区が100軒ということ、先ほど部長が答弁しているのですが、どのぐらいの参加があったのか。これはそれなりの指定管理を、合同の中で自治会を設立するという目的があってやっているわけですから、統計等を調べた中で設立に臨んでいるんだと理解しているんですが、そこら辺のデータをしっかりとっているのかどうか。数字が出せないのであれば、例えば、住民100軒いれば、そのうちの3分の1はちゃんと参加しているよとか、投げかけは誰かがしているよとか、そういう具体的な部分があれば、報告をもらいたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

現在、みなみ地区には100世帯弱という中で、今、既にブロックをつくって、さ

らにその中に組をつくって、広報の配布ですとか、そういうような情報の伝達等をしているところがございます。その世帯数が、全体で18世帯でございます。さらに、もともと牛島自治会から引き継いで自治会に入っている方もいらっしゃいますので、ほぼ34世帯ぐらい、その地区にお住まいの方で、自治会に入っている方はいます。

防災訓練のときに、私も会場を回らせていただいたところ、声かけをしたおかげで、牛島自治会の防災訓練にも来ていただいたという、自治会長さんからお言葉もありましたので、人数は何とも言えませんが、中には来ていただいているということがございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ありますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第60号 指定管理者の指定について（みなみ自治会館）、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。